

国別障害関連情報 マダガスカル共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性についてJICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
マダガスカル共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	4
2-1. 障害関連行政制度.....	4
2-2. 障害関連法律の詳細.....	5
2-3. CRPD 批准による対応状況	8
2-4. 障害関連施策の状況.....	8
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	11
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	11
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	12
3. 障害関連団体の活動概況.....	14
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	14
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	14
4. 参考資料	15

図表目次

表1 マダガスカルの障害関連担当機関 4

略語表

CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
FPH	Fédérations des Personnes Handicapées de Madagascar	マダガスカル障害者連盟
RODRA	Repository on Disability Rights in Africa, Centre for Human Rights, University of Pretoria	南アフリカプレトリア大学人権センター 障害者の権利データベース

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	522.22 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.50 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.80 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.26 %	2019 年

人口

総人口	26,969,310 人	2019 年
男性人口比率	49.9 %	
女性人口比率	50.1 %	
都市人口比率	38 %	
農村人口比率	62 %	
平均余命（全体）	67 歳	2018 年
男性	65 歳	
女性	68 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	42 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	20 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	5 年	2019 年
成人識字率（全体）	75 %	2018 年
男性	77 %	
女性	72 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-09））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		
全体	143 %	2018 年
男子	133 %	2019 年
女子	135 %	2019 年
中等教育 ³ （総就学率）		
全体	37 %	2018 年
男子	34 %	2019 年
女子	35 %	2019 年
高等教育 ⁴ （総就学率）		
全体	5 %	2018 年
男子	5 %	
女子	5 %	

雇用

失業率（全体）	1.8 %	2020 年
男性	1.7 %	
女性	2.0 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

マダガスカル共和国（以下、「マダガスカル」）では 1998 年に制定された障害者権利法 (Loi No. 97-044 sur les droits des personnes handicapées)⁵第 2 条で、障害者を「先天的または後天的に身体または精神の欠陥があり (déficience congénitale ou acquise dans ses capacités physiques ou mentales)、通常の個人的または社会的な生活に必要な能力を全部または一部欠いている者」と定義している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2021 年 1 月時点で障害に関する統計は公表されていない。2018 年の第 3 回国勢調査 (Recensement Général de la Population et de l'Habitation 2018: RGPH-3) には障害の調査項目も含まれているが⁶、暫定報告書 (Résultat provisoire) (2019 年 2 月)⁷には障害関係のデータ

² 6-11 歳の 5 年間

³ 前期中等教育 (12-15 歳) 4 年間と後期中等教育 (16-18 歳) の 3 年間を合わせた 7 年間

⁴ 後期中等教育修了 (大学入学資格試験合格=バカロレア取得) が条件で年齢の設定はない。

⁵ <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/49164/111180/F1417552512/MDG-49164.pdf> (参照 2021-01-11)

⁶ RODRA 報告書 <http://www.rodra.co.za/index.php/countries/madagascar-all/50-countries/madagascar/181-country-report-madagascar> (参照 2021-01-11)

⁷ https://www.instat.mg/wp-content/uploads/Rapport-Prelim-2019_ver_final.pdf (参照 2021-01-11)

は掲載されていない。南アフリカプレトリア大学人権センターの「障害者の権利データベース」(Repository on Disability Rights in Africa (RODRA), Centre for Human Rights, University of Pretoria)内のマダガスカル国別報告書(Country Report, Madagascar) (2019)⁸(以下、「RODRA報告書」)によれば、第3回国勢調査の結果についてマダガスカル政府から、障害者を含めいくつかのテーマ別報告書が発行される予定である(他のテーマは経済活動、識字、就学、子ども、女性、高齢者)。

⁸ RODRA 報告書

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

国家独立人権委員会（Commission Nationale Indépendante des Droits de l’Homme: CNIDH）⁹ が障害者を含め、人権全般を担当する。人口・社会保障・女性の地位向上省（Ministère de la Population, de la Protection Sociale et de la Promotion de la Femme）が障害者を含む脆弱者の権利推進や社会保障を担当する。国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の履行について政府報告書作成を担当するのは人権報告書作成省庁間委員会（Comité interministériel de rédaction de rapport des droits de l’homme）であり、法務省（Ministère de la justice）が主管を務める¹⁰。

【中央政府行政】

表1 マダガスカルの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	国家独立人権委員会 (CNIDH)	2014年に設立、2016年に活動開始した。政府から独立した機関として、人権の推進・保護全般について政府や関係機関に助言・提言を行う。人権に関する報告書の作成、人権に関する法律などの適切な改正の提言、人権侵害の状況について対応策の提言、啓発活動などを実施。
2	人口・社会保障・女性の地位向上省	人口、国民の団結、社会開発、脆弱者の権利推進、公正、社会保障にかかる政策の立案、実施、評価。 障害者・高齢者局（Direction des Personnes Handicapées et des Personnes âgées）が障害者問題を担当。
3	国民教育省 (Ministre de l’Éducation Nationale) ¹¹	学校総局（Direction Générale en charge des Établissements Scolaire）の構成は以下のとおりである。 ・基礎教育・幼児教育局（Direction de l’Éducation Fondamentale et de la Petite Enfance） ・中等教育局（Direction de l’Enseignement Secondaire） ・ノンフォーマル教育局（Direction de l’Éducation Non Formelle）：インクルーシブ教育担当。 ・試験・認定局（Direction des Examens et de la Certification）

出所：RODRA 報告書を基に調査チームが作成

⁹ <https://www.cnidh-madagascar.org/>（参照 2021-01-11）

¹⁰ RODRA 報告書

¹¹ <https://www.education.gov.mg/lequipe-ministerielle/mission-et-organisation-du-ministere/>（参照 2021-01-24）

国内調整委員会設置状況

委員会名称	人権報告書作成省庁間委員会
委員会メンバー	法務省、外務省 (Ministère des affaires étrangères)、警察 (Police)、保健省 (Ministère de la santé)、人口・社会保障・女性の地位向上省、国民教育省 (Ministère de l'Education nationale)、公務員省 (Ministère de la fonction publique)、国家憲兵隊 (Gendarme)、文化省 (Ministère de la culture)、経済省 (Ministère de l'économie)、財務省 (Ministère des finances)、雇用省 (Ministère de l'emploi)、内務省 (Ministère chargé de l'intérieur)、市民団体の代表
役割と実施状況	CRPD 履行のモニタリング、政府報告書作成

【地方政府行政】

マダガスカルの地方行政区画は 6 州 (Province) に分かれ、その下に 22 地域圏 (Région) がある。障害者関連省庁の地方支部については今回の調査では情報が得られなかった。

2-2. 障害関連法律の詳細

2010 年に制定された憲法第 6 条ですべての国民は性別、教育レベル、財産、出身、宗教、意見によって差別されることなく同等に法が保障する自由を享受すると述べているが、障害については明記されていない¹²。障害者権利法 (1997) が障害者にかかる基本法である¹³。

法律名	障害者権利法 (Loi No. 97-044 sur les droits des personnes handicapées)
施行年	1997
概要	障害者は非障害者と区別されることなく権利を有することが明記されている。

¹² マダガスカルの独立 (1960) 以降 4 つめの憲法である。http://www.hcc.gov.mg/wp-content/uploads/2015/09/CONSTITUTION-IV.pdf (参照 2021-01-11)。2009 年から 2013 年までマダガスカルは政情不安の状態にあった。2009 年 3 月に反政府勢力が軍の支持を受け大統領を辞任させ、憲法に則らない形で暫定政府を発足した。2013 年末に大統領選挙が平和裡に実施され、2014 年 1 月、ラジャオナリマンピアニナ大統領が就任した。2018 年末行われた大統領選挙の結果、2019 年 1 月にラジョリナ大統領が就任した (日本外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/madagascar/data.html (参照 2021-01-11))。

¹³ https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/49164/111180/F1417552512/MDG-49164.pdf (参照 2011-01-12)

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下がある。

法律名	労働法 (Loi No.2003-044 portant Code du Travail) ¹⁴
施行年	2004
概要	<p>第3章において労働者のうち特に女性、子ども、障害者の労働条件・労働環境について定めている。</p> <p>第105条：雇用において障害者は差別されることなく非障害者と同様に働く権利と、機会と待遇の平等の権利を有する。</p> <p>第106条：障害者は公営・民営を問わず職業見習いや職業訓練のための施設を利用する権利がある。</p> <p>第107条：障害者を所定の人数雇用する企業は、別途政令で定められるインセンティブを与えられる。</p> <p>第108条：労働省の下に、障害者の就労を目的とする組織を設置する。</p>

その他の障害者の権利と関係する省庁間法令 (arrêté interministériel) は以下のとおり¹⁵。

- ・ 教育分野における障害者の人権にかかる法令 (Arrêté No. 23144/2004 portant application des droits des personnes handicapées dans le domaine éducatif)
- ・ 職業訓練・専門教育における障害者の人権にかかる法令 (Arrêté No. 23145/2004 portant application des droits des personnes handicapées aux formations professionnelles et professionnalisantes) (2004)
- ・ 保健分野における障害者の人権にかかる法令 (Arrêté No. 24665/2004 portant application des droits des personnes handicapées en matière de santé) (2004)
- ・ 障害者カードにかかる法令 (Arrêté No. 24666/2004 portant application de la carte d'invalidité pour les personnes handicapées) (2004)
- ・ 雇用・労働における障害者の人権にかかる法令 (Arrêté No. 24667/2004 portant application des droits des personnes handicapées dans le domaine de l'emploi et du travail) (2004)
- ・ 障害者の社会的権利にかかる法令 (Arrêté No. 24668/2004 portant application des droits sociaux des personnes handicapées) (2004)

¹⁴ RODRA 報告書

¹⁵ RODRA 報告書

障害者政策

マダガスカル政府の主な障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	国家障害者包摂計画（Plan national d'inclusion du handicap: PNHI） ¹⁶
施行年	2015-2019
概要	<p>障害のある男性、女性、子どもの権利を尊重し、社会参加を推進することを目的とする。</p> <p>目標 1：障害者関連の法律整備</p> <p>目標 2：基本的サービス及びニーズに応じたサービスの質及びアクセスを改善</p> <p>目標 3：障害者及び障害者団体の能力を強化し、政策やプロジェクトへの関与を推進</p> <p>所管は人口・社会保障・女性の地位向上省である。</p>

政策名	マダガスカル保健セクター開発計画 （Plan de Développement du Secteur Santé） ¹⁷
施行年	2015-2019
概要	目標の一つとして「障害の予防と障害者支援」を挙げている。

政策名	ディーセントワークカントリープログラム （Programme Pays pour le Travail Décent: PPTD） ¹⁸
施行年	2015-2019
概要	優先分野の一つに脆弱者（障害者含む）の雇用適正（Employability）の強化を挙げている。

政策名	国家雇用・職業訓練政策 （Politique Nationale de l'Emploi et de la Formation Professionnelle: PNEFP） ¹⁹
施行年	2015
概要	障害者を含む脆弱者の職業教育・訓練への参加と雇用について言及している。

¹⁶ <http://pfphmad.mg/wp-content/uploads/2019/10/PNIHVersionFran%C3%A7aise.pdf>（参照 2021-01-11）

¹⁷ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169381.pdf>（参照 2021-01-11）

¹⁸ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169380.pdf>（参照 2021-01-24）

¹⁹ RODRA 報告書

政策名	国家社会保障政策 (Politique Nationale de Protection Sociale: PNPS) ²⁰
施行年	2015
概要	貧困層の所得向上、基本的社会サービスへのアクセス改善、脆弱者の人権保護と推進、健康保険・社会保障制度の改正を目的とする。

政策名	マダガスカル教育セクター計画 (Plan sectoriel de l'éducation) ²¹
施行年	2018-2022
概要	インクルーシブ教育についても言及されている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

マダガスカルは 2015 年 6 月 12 日に CRPD を批准した。選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities) は 2007 年 9 月 25 日に署名した。CRPD に関する政府報告書 (以下、「政府報告」) の提出期限は 2017 年 7 月 12 日であったが 2021 年 1 月時点で未提出である。市民団体からのパラレルレポートも提出されていない。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

マダガスカル保健セクター開発計画 (Plan de Développement du Secteur Santé) (2015-2019) ²²は、目標の一つとして「障害の予防と障害者支援」を挙げている。同計画によれば、障害者が利用できるように建物・設備が整備されている保健施設は少ない。

本調査チームによるウェブアンケート調査に回答したマダガスカル障害者連盟 (Fédérations des Personnes Handicapées de Madagascar. 以下、「FPH」) によれば、アルビノ、盲ろう、精神障害に対する理解と支援は不十分である。

② 教育

マダガスカル教育セクター計画 (Plan sectoriel de l'éducation) (2018-2022) ²³によれば、インクルーシブ教育の対象者は就学経験のない子ども、学校からドロップアウトした子ども、軽度・中程度の障害児、重度障害児の 4 グループに分類される。インクルーシブ教育は就学経験のない子どもと学校からドロップアウトした子どもに重点が置かれており、障害児対象のインクルーシブ学級は普及しておらず、全国 22 地域圏のうち 2 地域圏で実施されているにとどまる。重度障害児には特別支援学校 (établissements spécialisés) への就学が検討さ

²⁰ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/105024/128297/F1326201697/MDG-105024.pdf> (参照 2021-01-11)

²¹ UNESCO (2020) Global Education Monitoring (GEM) Report <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/madagascar/~inclusion> (参照 2021-01-11)

²² <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169381.pdf> (参照 2021-01-11)

²³ UNESCO (2020) GEM Report <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/madagascar/~inclusion> (参照 2021-01-11)

れるが、多くは民営の特別教育支援センター（centres spécialisés）に通学している。同計画では、軽度・中程度の障害児の15%を通常学級に、重度障害児の15%を特別支援学級に受け入れることを目標としている。障害があると判断された子どもは保護者の同意の下で医師の診察を受け（examiné par un responsable de santé (médecine ou paramédical)）、軽度・中程度障害があると認定されれば、機能障害の種類と程度に基づき、受け入れ先の学校の教員が従うべき事項を健康手帳（carnet de santé）に記載する。重度障害と認定されれば、個人の補装具などと、受け入れ先の学校で必要となる共用の機材（視覚や聴覚を補うための特別な黒板や補聴器など）を供与する。

③ ジェンダーと障害

マダガスカルは1989年に女子差別撤廃条約を批准した。国家障害者包摂計画（PNHI）（2015-2019）では障害のある女性がより脆弱な立場にあることを明記している。彼女らの人権・社会参加推進の指標として、障害者団体に参加する女性の人数、政策策定機関に参加する女性の人数、教育・保健などセクターに特化したプロジェクトで障害のある女性のニーズに配慮したものの件数などを提示している。

④ 訓練・雇用、就労支援

ディーセントワークカントリープログラム（Programme Pays pour le Travail Décent: PPTD）（2015-2019）²⁴において、優先分野の一つに脆弱者の雇用適正（Employability）の強化と、雇用創出の可能性が高いセクターの活性化による雇用促進を掲げている。脆弱者には、障害者の他に子ども、青年、女性、インフォーマルセクターの労働者などが含まれる。

国家雇用・職業訓練政策（Politique Nationale de l'Emploi et de la Formation Professionnelle: PNEFP）（2015）において、障害者を含む脆弱者について言及している。まず、雇用において脆弱者が疎外されているのは教育・訓練の機会が十分でないことに原因があるとし、不平等を是正するだけでなく、脆弱者の職業教育・訓練への参加と雇用について優遇する措置をとるとしている²⁵。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

マダガスカルには、障害者対象の支援金・物品などを支給する制度は存在しない²⁶。

国家社会保障政策（Politique Nationale de Protection Sociale: PNPS）（2015）²⁷は極度の貧困人口を15%減らすことを目標としている。貧困層の所得向上、基本的社会サービスへのアクセス改善、脆弱者の人権保護と促進、健康保険・社会保障制度の改正を4つの柱とする中で障害者を優先的に扱うべきグループに含めている。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

RODRA 報告書（2019）によれば、マダガスカルにおいて公共性のある建物のバリアフリー

²⁴ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169380.pdf>（参照 2021-01-24）

²⁵ RODRA 報告書。優遇措置の詳細については記載なし。

²⁶ UNESCO Global Education Monitoring Report

²⁷ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/105024/128297/F1326201697/MDG-105024.pdf>（参照 2021-01-11）

一の取り組みはほぼ皆無であり、公共交通手段へのアクセスについても障害者カードで優遇されることになってはいるが、交通手段を障害者が利用するには課題が大きい。

・ 防災

国家リスク災害管理戦略（Stratégie Nationale de Gestion des Risques et des Catastrophes）（2016-2020）²⁸ における全体的な留意事項として、障害者を含む脆弱者に配慮すべきと記載している。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ²⁹	<p>【研修員受け入れ】</p> <p><u>課題別研修（集団）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具製作技術 ・ 障害者の権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化 ・ 障害者スポーツリーダーの養成 ・ 聾者のための指導者：当事者団体強化 ・ 障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現 ・ 地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計 ・ インクルーシブ教育 / 特別支援教育の推進 ・ 共生社会実現のためのアクセシビリティの改善：バリアフリー化の推進 ・ 障がいのある子どものための授業づくり ・ スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 ・ インクルーシブ教育実践強化 <p><u>課題別研修（地域別）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ地域 障害者の自立生活とメインストリーミング ・ アフリカ地域 障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進 <p><u>青年研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ（仏語） / 障害者支援制度コース <p><u>ボランティア派遣</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・障害者支援。知的障害者通所施設配属 <p><u>草の根・人間の安全保障無償資金協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーキデブランシュ学園 II 障害者支援センター増築計画
--------------------	---

²⁸

https://www.ifrc.org/Global/Publications/IDRL/DM%20acts/Draft%20Madagascar%20SNGRC_version%20D%C3%A9cembre%202014.pdf（参照 2021-01-12）

²⁹ JICA マダガスカル事務所調査票回答

<p>他ドナー</p>	<p>【国際連合児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）】³⁰ 社会保障と教育分野で障害者・障害児対象の事業がある。 ・リードドナーとして国家社会保障政策（2015-）の実施支援を行っている。 ・障害児のインクルーシブ教育の推進</p> <p>【国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）】 ほぼ毎年テーマを設けて国別の Global Education Monitoring (GEM) Report を発行している。2020年のテーマは Inclusion であり、マダガスカル の国別報告書も発行された（2020年6月）³¹。</p> <p>【国際労働機関（International Labour Organization: ILO）】 ディーセントワークカントリープログラム（2015-2019）（就労・雇用の項で前述）の策定・実施支援。</p> <p>【フランス開発庁（Agence Française de Développement: AFD）】³² ・Projet PARI : Pour l'Accès aux services de Réadaptation sur les Îles（2017-2020）（島国におけるリハビリテーションへのアクセスのためのプロジェクト）（マダガスカルとハイチ） ITC を活用しての障害者のリハビリテーションへのアクセス改善を目的に、保健省と Humanity & Inclusion（非政府組織（Non-governmental organization: NGO））と協力。 ・Santé mentale positive et education inclusive / insertion professionnelle（2018-2021）（ポジティブなメンタルヘルスとインクルーシブ教育・就業）</p>
-------------	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

マダガスカルにおける地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation: CBR）の実施状況については、今回の調査では十分な情報が得られなかった。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

2021年1月時点でマダガスカルはマラケシュ条約を批准していない。

³⁰ <https://www.unicef.org/madagascar/programme>（参照 2021-01-12）

³¹ UNESCO (2020) GEM Report <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/madagascar/~inclusion>（参照 2021-01-11）

³² https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets/sante-mentale-positive-et-education-inclusive-insertion-professionnelle?origin=/fr/carte-des-projets?query=handicap&page=all&view=map&filter%5B0%5D=type_k%3D%22page_afd_project%22&filter%5B1%5D=type_k%3D%22page_ong_project%22&filter%5B2%5D=type_k%3D%22page_research_project%22&filter%5B3%5D=source_k%3D%22afd%22&size=10000&from=0&sort=score%2Cdesc&facetOptions%5B0%5D=funding_program_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B1%5D=funding_type_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B2%5D=thematic_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B3%5D=country_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B4%5D=program_family_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B5%5D=year_k%2Csize%2C200&type=0（参照 2021-01-11）

著作権に関する国内法は「文学的芸術的財産法」（1994）（Loi No. 94-036 portant sur la propriété littéraire et artistique）³³である。著作権を司る国内機関は1984年設立のマダガスカル著作権局（Office Malagasy du Droit d'Auteur: OMDA）³⁴である。

マラケシュ条約公認機関については、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）の公認機関（Authorized Entity）リスト³⁵にマダガスカルの機関は掲載されていない。他国との著作物共有に関しては、アクセシブル書籍連合体（Accessible Book Service: ABC）によるアクセス可能な形式で書籍を交換できるようにするグローバル・ブック・サービス（Global Book Service）の参加団体リスト³⁶にマダガスカルの機関は掲載されていない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

2021年1月24日時点で、マダガスカルにおける累計感染者数は18,743人である。このうち279人が死亡している³⁷。

世界銀行の2020年12月16日付の記事“Madagascar Economic Update: COVID-19 Increases Poverty, a New Reform Momentum is Needed to Build Back Stronger”³⁸によれば、マダガスカルではコロナ禍により製造業・サービス業での失業や、大都市のロックダウンの影響でインフォーマルセクターの労働者が収入を失ったことで、貧困率（1日当たり1.9ドル）が2019年の74.3%から2020年には77.4%に上昇した。これは貧困層が138万人増加したことを示す。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

本調査では障害者団体等に調査票を送付し、新型コロナウイルスの流行が障害者にもたらした影響について情報収集を行った。本調査が行ったアンケート調査に対し、FPHより得られた回答によれば、コロナ影響下で政府を通じてドナーからの支援金・支援物資が配布されることがあるが、障害者に対して特別な配慮はしていないため、配布申し込みの手続きや配布日時・場所などの情報が障害者には得られにくいことがあり、配布場所まで行くことが困難な場合もある。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

FPHの調査票回答によれば、保健医療においても障害者に対して特別な配慮がないため、障害者にとって必要な医薬品・機材の入手が困難であり、手話や音声など情報伝達手段も十分でない。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

FPHの調査票回答によれば、障害者は遠隔教育に利用できるパソコンやスマートフォン

³³ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/fr/mg/mg008fr.pdf>（参照 2021-01-10）

³⁴ <http://www.omda.mg/index.html>（参照 2021-01-10、工事中）

³⁵ https://www.wipo.int/marrakesh_treaty/en/entities.jsp（参照 2020-12-18）

³⁶ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/>（参照 2020-12-18）

³⁷ 在マダガスカル日本国大使館ウェブサイト

³⁸ <https://www.worldbank.org/en/country/madagascar/publication/madagascar-economic-update-covid-19-increases-poverty-a-new-reform-momentum-is-needed-to-build-back-stronger>（参照 2021-01-24）

を持っていない者も多く、SNS を活用している者も少ない。経済的にゆとりがない場合、通信にかかる費用を出費するのも困難である。遠隔での授業や試験に手話など障害者用のコミュニケーション手段が使われていない場合、障害者が参加することは難しい。さらに、特別教育支援センターはすべて民営なので、コロナ禍の中では経営が困難になっている。適切な感染予防策がない状態では、感染リスクを恐れて通学をためらう障害者も多い。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

FPH の調査票回答によれば、コロナ禍では公共交通機関の運行数が減り、障害者は混雑した車両を使えないため移動がより困難になった。この機にタクシー料金が上昇したため利用を避ける傾向もみられる。

障害者の多くはパソコン等を持っておらず使用にも慣れていないため、手続きのオンライン化の恩恵はあまり受けていない。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

FPH の調査票回答によれば、障害者の 95%近くが自営業者であり、コロナ禍で事業資金が不足し、家財を売って食料など必需品の購入に充てる者もいる。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

FPH の調査票回答によれば、政府からの情報は障害者に適時に伝達されない。また、障害者向け特別教育支援センターでは、手指消毒剤がないことが多い。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
Plateforme des Federations des Personnes Handicapées de Madagascar (PFPH) ³⁹ (マダガスカル障害者連盟プラットフォーム)	障害者の人権推進を目的とする団体の連合体。8つの連盟と250の団体が加盟しており、全国22地域圏のうち20地域圏をカバーしている。残り2地域圏にも活動範囲を広げる予定。
Fédérations des Personnes Handicapées de Madagascar (FPH) ⁴⁰ (マダガスカル障害者連盟)	2009年設立。活動分野は障害者の人権推進、基本的サービスや情報へのアクセス改善、障害者の包摂、教育、雇用、保健医療など。2020年12月時点で、障害者を包摂した開発、障害者用補装具の改善、障害者の水・下水・衛生に関する権利の3件のプロジェクトを実施している。
Association des Aveugles de Madagascar (AAM) (マダガスカル視覚障害者団体)	視覚障害者の当事者団体 ウェブでは活動内容等確認できなかった。
Federation of the Deaf in Madagascar (FMM) (マダガスカル聴覚障害者連盟)	聴覚障害者の当事者団体 ウェブでは活動内容等確認できなかった。
Association des Femmes Handicapées de Madagascar (AFHAM) ⁴¹ (マダガスカル女性障害者団体)	女性障害者の当事者団体 2011年設立。障害のある女性の自立とあらゆる分野における成長を促進することを目的とする。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Humanity & Inclusion ⁴²	次の5分野で活動している。 1. リンパ系フィラリア症の撲滅と予防 2. 刑務所における障害予防（医務室運営改善、個人及び集団の衛生改善活動、受刑者の権利についての啓発、刑務所内での暴力防止のための教育） 3. 母子保健改善 4. インクルーシブ教育推進 5. CRPDの履行支援

³⁹ <https://pfphmad.mg/>（参照 2021-01-10）

⁴⁰ FPH 調査票回答

⁴¹ <http://www.afham.mg/>（参照 2021-01-24）

⁴² <https://www.hi-us.org/madagascar>（参照 2021-1-10）

4. 参考資料

- Gouvernement de la Republique de Madagascar, International Labour Organization (ILO)(2015) *Programme Pays pour le Travail Décent 2015-2019*.
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169380.pdf> (参照 2021-01-24)
- Institut National de la Statistique (INSTAT) (2019) *Résultat provisoire, Recensement Général de la Population et de l'Habitation 2018 (RGPH-3)*. https://www.instat.mg/wp-content/uploads/Rapport-Prelim-2019_ver_final.pdf (参照 2021-01-11)
- Ministère de la Population, de la Protection Sociale et de la Promotion de la Femme (2015) *Plan national d'inclusion du handicap (PNHI) 2015-2019*. <http://pfphmad.mg/wp-content/uploads/2019/10/PNIHVersionFran%C3%A7aise.pdf> (参照 2021-01-11)
- Ministère de la Population, de la Protection Sociale et de la Promotion de la Femme (2015) *Politique Nationale de Protection Sociale 2015*.
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/105024/128297/F1326201697/MDG-105024.pdf> (参照 2021-01-11)
- Ministère de la Santé Publique (2015) *Plan de Développement du Secteur Santé 2015-2019*.
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Mad169381.pdf> (参照 2021-01-11)
- République de Madagascar (2014) *Stratégie Nationale de Gestion des Risques et des Catastrophes (2016-2020)*.
https://www.ifrc.org/Global/Publications/IDRL/DM%20acts/Draft%20Madagascar%20SNGRC_version%20D%C3%A9cembre%202014.pdf (参照 2021-01-12)
- <ウェブ情報>
- Repository on Disability Rights in Africa (RODRA), Centre for Human Rights, University of Pretoria (2020) *Country Report, Madagascar*.
<http://www.rodra.co.za/index.php/countries/madagascar-all/50-countries/madagascar/181-country-report-madagascar> (参照 2021-01-11)
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2020) *Global Education Monitoring (GEM) Report: Inclusion-Madagascar*. <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/madagascar/~inclusion> (参照 2021-01-11)
- United Nations Human Rights Treaty Bodies, UN Treaty Body Database. Reporting status for Madagascar.
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=MDG&Lang=EN (参照 2020-01-11)